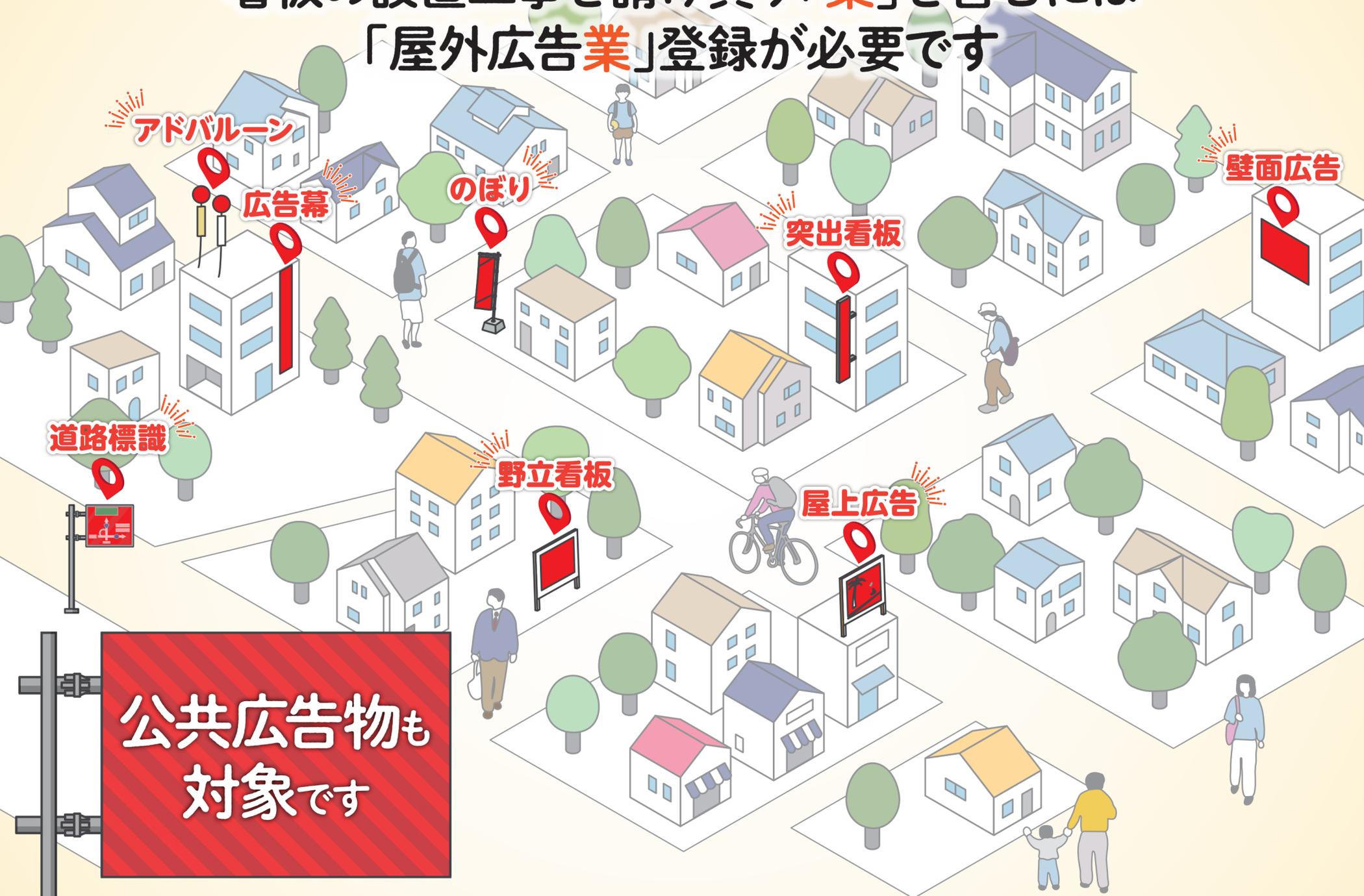


看板設置工事に携わる全ての事業者様

「屋外広告業登録」

していますか？

看板の設置工事を請け負う「業」を営むには
「屋外広告業」登録が必要です



登録を受けないで屋外広告業を営むなどの違反行為を行うと、罰則が科せられる場合があります。

■屋外広告業登録申請先

各土木事務所へご連絡ください。

屋外広告業登録について
詳細はコチラ



■屋外広告業登録についての相談はコチラ >>>

公益社団法人 静岡県屋外広告協会 ☎ 054-252-5222

(〒420-0032 静岡県静岡市葵区両替町一丁目6-8 第一松永ビル4F)

